

発議案第12号

東京電力福島第一原子力発電所で発生している放射能汚染水を海洋放出する方針の撤回を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年6月25日

八千代市議会議長 大塚裕介 様

提出者	八千代市議会議員	植田進
賛成者	八千代市議会議員	堀口明子
	同	伊原忠
	同	飯川英樹
	同	三田登

提案理由

国に対し、東京電力福島第一原子力発電所で発生している放射能汚染水を海洋放出する方針の撤回を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

東京電力福島第一原子力発電所で発生している放射能汚染水を海洋放出する方針の撤回を求める意見書

政府は本年4月13日、東京電力福島第一原子力発電所で発生している汚染水を浄化した放射性物質トリチウムを含む処理水を海洋放出する方針を決定した。溶け落ちた核燃料（デブリ）への冷却用水に、原子炉建屋へ流入する地下水や雨水が混入し、汚染水が増加するため、冷却用に再利用する以外の処理水をタンクに貯蔵しているが、設置済みのタンクは2022年秋以降に満杯になり、これ以上の増設は廃炉作業に支障が出るとして、海洋放出を決めたものである。

政府が海洋放出に向けて昨年実施したヒアリングでは、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合が反対を明言するとともに、商工団体や各地方自治体も風評被害や復興の妨げになるとの懸念を表明していたが、その疑問や批判には十分な回答が得られていない。

2011年3月の原子力発電所事故による放射能汚染で、多くの住民の暮らしとなりわいが破壊され、10年が経過した今でも生まれ育った土地に戻れない住民がいる地域もある。また、農林水産業は、土壌や水質、生産物の汚染状況を粘り強く丁寧に検査しながら、再建・復興への努力を一步一步積み重ねてきた。

全国漁業協同組合連合会の岸会長は、政府の決定を受けて抗議声明を発表し、「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わないことを明確に回答しており、なぜ関係する漁業者の理解を得ることなくこの回答を覆したのか、福島県のみならず全国の漁業者の思いを踏みにじる行為である」と厳しく批判しており、有無を言わせぬ海洋放出の決定は許されるものではない。

汚染水の処理に当たっては、そこに含まれるトリチウムの半減期（約12年）を念頭に、敷地内でタンクを増設しながら、科学的・技術的知見を集めた検討が必要である。

よって、本市議会は国に対し、東京電力福島第一原子力発電所で発生している放射能汚染水を海洋放出する方針の撤回を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月6日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

経済産業大臣様